

香川県報



第 64 号

平成 15 年

8月15日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 一
- 道路の区域変更 (道路保全課) 一一
- 河川区域の廃止による廢川敷地等の発生 (河川砂防課) 一二

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民参画課) 二二
- 肥料の登録 (農業経営課) 二三
- 肥料の登録の有効期間の更新 () 二四
- 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 二五
- 土地改良事業の認可 () 二六

- 公安委員会公告
- 道路交通法の規定による技能検定員審査の実施
- 道路交通法の規定による教習指導員審査の実施

告示

●香川県告示第四百七十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月十五日

香川県知事 真鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
小豆郡内海町西村甲250-2
株式会社島藤
- (2) 事業場の所在地及び名称
小豆郡内海町西村甲250-2
株式会社島藤
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	能 力	排出される汚水等の汚染状態	
		項 目	通 常
工 期	工事着手予定年月日	水素イオン濃度	6～8
	工事完成予定年月日	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2,300
等	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,300
	使用時間間隔及び1日当たり の使用時間	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	1,200
連 続 6 時 間	連続6時間	窒素含有量 (mg/ℓ)	60
		りん含有量 (mg/ℓ)	8
			最大
			6～8
			3,000
			1,700
			1,600
			120
			16

排出される汚水等の量(m³/日) 1.3 1.6

(備考) 今回の申請に伴い、既設る過施設1基を新設る過施設の予備として使用するため、当該工場から排出される排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成15年8月15日から
平成15年9月5日まで
- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課
内海町環境衛生課

●香川県告示第四百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月十五日から同年九月五日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年八月十五日

- 一 道路の種類 県道(一般) 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 二 路線名 鹿庭奥山線(二百六十三号)
- 三 道路の区域

変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
前	木田郡三木町大字奥山字下津柳二七五七番一地从先から 木田郡三木町大字奥山字下津柳二七五七番一地从先まで	三・二 四・〇	四〇	道路防災対策工事による現道拡幅

後			
木田郡三木町大字奥山字下津柳二七五七番一地从先から 木田郡三木町大字奥山字下津柳七三〇番一地从先まで	八・〇 二〇・〇	四〇	

●香川県告示第四百七十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所において縦覧に供する。
平成十五年八月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 河川の名称
二級河川詰田川水系御坊川
二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十五年八月十五日
- 三 廃川敷地等の位置
高松市上福岡町字弁財天一三〇七番三、一三〇七番五、一三〇九番四、一三二〇番四
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 二二七・〇九平方メートル

公 告

●香川県公告第五百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年十月五日まで縦覧に供する。
平成十五年八月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十五年八月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人セカンドハンド
新田 恭子
高松市観光通一丁目一番地一八
- 三 定款に記載された目的
この法人は、開発途上国の児童教育、識字教育、職業教育などの教育支援を中心に国内外の弱者救済活動を行うとともに、国内におけるリサイクルシステムの確立と普及のために各種事業を行うことを通じて、国際理解、地球環境保全のための教育啓蒙に寄与することを目的とする。

●香川県公告第五百五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。
平成十五年八月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成十五年七月二十三日	香川県第七三五号	肉骨粉	豚、鶏肉骨粉	窒素全量九・〇 りん酸全量四・〇	該当なし	讃佑化成企業組合 高松市西山崎町一五二番地

●香川県公告第五百六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。
平成十五年八月十五日

平成十五年八月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第六一八号	ごま油かす及びその粉末	7・0 胡麻油粕粉末	窒素全量七・〇 りん酸全量二・〇 加里全量一・〇	なし	かどや製油株式会社 東京都品川区西五反田八丁目二番八号	平成二十一年七月十五日

●香川県公告第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、東かがわ市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（横断道関連）石引地区）を行うことについて平成十五年七月二十九日適当と決定した。その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十五年八月二十二日から同年九月十一日まで縦覧に供する。
平成十五年八月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市屋島東町土地改良区が土地改良事業（団体営ため池等整備事業・小規模（都市型）三つ池下池地区）を行うことについて平成十五年七月二十八日認可した。
平成十五年八月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公安委員会公告

●香川県公安委員会公告第六十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの規定による

技能検定に関する技能及び知識に関して行う技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)第二条の規定により公示する。

平成十五年八月十五日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 審査の期日及び場所

1 期日 平成十五年九月十七日(水)

2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 審査の種類

大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る審査

三 審査の申請手続

1 受付期間 平成十五年八月二十五日(月)から同年九月三日(水)まで

2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八

香川県警察本部交通部運転免許課(電話番号〇八七―八三三―〇一一〇 内線七二二―二二二又は七二二―二二三)

3 提出書類

(一) 審査申請書(2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの)

(二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)

(三) 規則第十七条第一項又は第三項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第三項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

4 審査手数料 香川県証紙により納入すること。

四 その他

1 技能検定員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。

2 詳細については、三の2の受付場所で交付する受審案内書を参照すること。

●香川県公安委員会公告第六十六号

平成十五年八月十五日印刷発行

印刷発行所 香川

県 庁

(購読料月極二千五百円)

道路交通法(昭和三十五年法律第五十号)第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関して行う教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成十五年八月十五日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 審査の期日及び場所

1 期日 平成十五年九月十七日(水)

2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 審査の種類

大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る審査

三 審査の申請手続

1 受付期間 平成十五年八月二十五日(月)から同年九月三日(水)まで

2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八

香川県警察本部交通部運転免許課(電話番号〇八七―八三三―〇一一〇 内線七二二―二二二又は七二二―二二三)

3 提出書類

(一) 審査申請書(2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの)

(二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)

(三) 規則第十七条第一項、第四項又は第五項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項第一号若しくは第二号、第四項各号又は第五項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

4 審査手数料 香川県証紙により納入すること。

四 その他

1 教習指導員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。

2 詳細については、三の2の受付場所で交付する受審案内書を参照すること。



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています